商品概要説明書

普通貯金無利息型<決済用>

(令和7年11月15日現在)

	34.57 P.L. A. Fred	
商品名	・普通貯金無利息型<決済用>	
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)	
期間	・期間の定めはありません。	
預入方法		
(1)預入方法	・随時預け入れできます。	
(2)預入金額	・1円以上	
(3)預入単位	・1円単位	
払戻方法	・随時払い戻し	(できます)
利息	無利息となり	
<u> </u>	· ·	カードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融
于		F による頂八・ 仏族寺の际にヨ J A ねよい タンプイン 旋携金融 官の手数料がかかることがあります。
		ナービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。
		グ(普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替) 1回ごとに55円
	(うち消費科	
		月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場
		刊用口座管理手数料をいただきます。
	なお、詳しく	くは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・個人のお客る	さまは総合口座による当座貸越ができます。
	・キャッシュス	カードによりATM等で入出金ができます。
	・キャッシュブ	カードはデビットカードとしてもご利用になれます。
	・給与・年金等	等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。
	また、自動は	送金・自動集金のお取扱いもできます。
		さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク
) 通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明
		忍いただくサービス)がご利用になれます。
貯金保険制度		
貯金保険制度 (公的制度)		度により全額保護されます。
(公的制度)	・貯金保険制度	度により全額保護されます。
(公的制度) 苦情処理措置および		生により全額保護されます。 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
(公的制度)	・貯金保険制度	をにより全額保護されます。 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-7
(公的制度) 苦情処理措置および	・貯金保険制度	をにより全額保護されます。 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など
(公的制度) 苦情処理措置および	・貯金保険制度	Eにより全額保護されます。 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦
(公的制度) 苦情処理措置および	・貯金保険制度	Eにより全額保護されます。 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
(公的制度) 苦情処理措置および	・貯金保険制度	をにより全額保護されます。 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	をにより全額保護されます。 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	Eにより全額保護されます。 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか、
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか、
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか、東京弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京主会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
(公的制度) 苦情処理措置および	· 貯金保険制 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0256-77-8814)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移

	三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 11 日ま
事項	で未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていた
	だきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA新潟かがやき